

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念される所です。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等がある所です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

一般社団法人全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念される所です。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等がある所です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予や購買代金の弾力的な運用等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、購買事業に係る代金の支払時期の弾力的な運用等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念されるところです。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等があるところです。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金及び日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成23年5月2日付け23経営第269号農林水産省経営局長通知）に基づく実質無担保・無保証人貸付の対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

各支店及び受託法人に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念されるところです。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等があるところ です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

全国農業信用基金協会協議会会長理事 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念されるところです。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等があるところです。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、貴会の会員である農業信用基金協会において、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくとともに、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、周知をお願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念されるところです。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等があるところ です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念される所です。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等がある所です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念される所です。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等がある所です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念される所です。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等がある所です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念される所です。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等がある所です。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

3 農産第1305号

3 経営第1741号

令和3年10月12日

沖縄振興開発金融公庫理事長 殿

農林水産省農産局長

農林水産省経営局長

令和3年産米の生産者に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等
について

令和3年産米につきましては、概算金及び価格が例年に比べて低下していることにより、生産者にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来すことが懸念されるところです。

今般の概算金等の低下の要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少し、民間在庫量が増加していること等があるところです。このため、概算金等の低下により経営に影響が生じた生産者に対する資金（農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金）につきましては、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した農業者に対する資金に該当し、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に基づく利子助成金の対象となります。

こうしたことを踏まえ、生産者の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

また、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

本店、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。